

様式第1号の2-1 (入所)

介護老人保健施設虹の家利用契約書

第1条 (契約の目的)

介護老人保健施設虹の家 (以下「当施設」という。) は、要介護状態と認定された利用者 (以下「利用者」という。) に対し、介護保険法の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活の維持又は復帰を目指したサービスを提供します。一方、利用者及び利用者に代わり利用料の支払をする者 (以下「保証人」という。) は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことを本契約書の目的とします。

第2条 (適用期間)

本契約は、利用者が『介護老人保健施設虹の家利用契約同意書』を施設に提出した時から効力を有します。ただし、利用者に代わり同意書を記入した者 (以下「代理人」という。) 及び保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項のほか、本契約書、『介護老人保健施設虹の家のご案内』(別紙1-1) 及び『虹の家提供サービスについて』(別紙2-1) の改定が行われないう限り、初回利用時の同意書の提出をもって、以後の利用においても契約をしたものとみなします。

第3条 (利用者からの解除・終了)

利用者及び代理人は、当施設に対し利用終了の意思表示をすることにより、本契約に基づく利用を解除・終了することができます。

第4条 (当施設からの解除・終了)

当施設は、利用者及び代理人に対し掲げる項目のいずれかに該当する場合に7日間の予告期間をおいた上で本契約に基づく介護保健施設サービスの利用を解除・終了することができます。

- (1) 当施設において定期的開催される入退所通所判定委員会にて、退所して居宅で生活できると判断された場合
 - (2) 利用状況及び経緯が、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超える判断された場合
 - (3) 利用者の故意による法令、施設遵守事項などの違反あるいは、重大な秩序破壊行為を行い改善の見込みがない場合
 - (4) 利用者又は利用者の家族が、当施設や当施設の職員又は他の利用者に対して、利用を継続し難いほどの背信行為又は反社会的行為を行い改善の見込みがない場合
 - (5) 利用料金の滞納が相応の期間に渡り、以後の支払いについて具体的な予定がない場合
- 2 当施設は、利用者及び代理人に対し次に該当する場合に、直ちに本契約に基づく利用を解除・終了することができます

- (1) 利用者が要介護認定において要支援及び非該当と認定された場合

- (2) 利用者が死亡した場合
- (3) 病状の急変などにより生命又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ入院治療が必要である場合
- (4) 利用者の行動が他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、利用者に対する通常の介護方法ではこれを防ぐことができない場合
- (5) 災害や施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により当施設を利用させることができない場合

第5条（利用料金）

利用者及び保証人は、連帯して当施設に対し本契約に基づくサービスの対価として、別紙2-1に記載されている料金をもとに計算された月ごとの金額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となった金額の合計額を支払うものとします。

- 2 当施設は、利用者が指定する住所宛に利用した月の翌月14日以内に利用料など明細を記した所定の用紙を送付します。なお、指定する住所に郵送した翌月から3か月以内に支払いのない場合は、保証人宛に請求書を送付します。ただし、月の途中で利用を終了される場合には、その時点で発行することもできます。
- 3 当施設は、利用者又は保証人から1項に定める金額の支払を受けた場合には、領収書を発行します。
- 4 利用者の経済状態などに変動があった場合、利用料金が変更になることがあります。
- 5 保証人が、この契約により支払いの責任を負う金額の上限は1回の利用につき100万円となります（『民法の一部を改正する法律』平成29年法律第44号 465条の2に基づく民法上の極度額）。

第6条（サービス提供の記録）

当施設は、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、退所日から5年間保存します。

- 2 利用者及び代理人は、当施設に対しいつでも前項に規定する書面、その他当施設が作成した利用者のサービス提供に関する記録の閲覧及び謄写を『虹の家個人情報保護規定』（別紙3）の範囲において求めることができます。

第7条（身体拘束など）

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、利用者又は他の利用者などの生命、身体の保護をするために緊急やむを得ない場合に身体拘束などの行動を制限する行為を行うことがあります。なお、その場合は医師によりその経緯を診療録に記載します。

第8条（秘密の保持及び個人情報の保護）

当施設とその職員は、『虹の家個人情報保護規定』（別紙3）に基づき、業務上知り得た利用者及びその家族などに関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、例外として次の各号については、法令上介護関係事業者が行うべき業務として明記されていることから、情報

提供を行うこととします。

- (1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介など
- (2) 居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターとの連携
- (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合などの市町村又は保険者の指定を受けている特別地方公共団体への通知
- (4) 利用者に病状の急変が生じた場合などの主治の医師への連絡など
- (5) 生命・身体保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合など）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

3 介護保険サービス等を受ける上で必要となる利用者に関する書類の提供に関しては、書類内容の確認と情報提供のための同意を得た上で実施いたします。

第9条（緊急時の対応）

当施設は、サービス提供中に利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合には、併設医療機関である市立大町総合病院又はその他の医療機関と連絡をとり、緊急治療あるいは入院などで必要な医療が受けられるようにします。

2 入所利用中は利用者の心身の状態に急変がみられた場合、当施設は指定された緊急連絡先に速やかに連絡します。

第10条（要望又は苦情などの申し出）

利用者及びその家族は、当施設の提供するサービスに対し要望又は苦情などについて、支援相談員に申し出ることができます。また、所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることもできます。

2 利用者又はその家族が、前項に規定する苦情申し立てを行った場合に、当施設はこれを理由として利用者に対し何ら差別処遇はいたしません。

第11条（サービスのチェック）

当施設は、第三者機関からの施設調査の申し入れがあった場合立ち入りを拒絶せず、『虹の家個人情報保護規定』（別紙3）の範囲において必要な資料の提供などに協力します。

2 第三者機関の発動が、利用者又はその家族の申し入れによるものであっても、当施設はこれを理由として利用者に対し何ら差別処遇はいたしません。

第12条（賠償責任）

サービス提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が被害を被った場合、当施設は利用者に対し損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が被害を被った場合、利用者及び代理人は連帯して、当施設に対しその損害を賠償するものとします。

第13条（利用契約に定めのない事項）

この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は代理人と当施設が協議して定めることとします。

令和3年4月 介護老人保健施設虹の家 施設長

介護老人保健施設虹の家のご案内

(令和6年9月現在)

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

- 施設名 介護老人保健施設虹の家
- 開設年月日 平成9年4月21日
- 所在地 長野県大町市大町3, 130
- 電話番号 0261-22-2424
- FAX番号 0261-23-7716
- 管理者 市立大町総合病院院長
- 介護保険事業者番号 第2051280010号
- 指定年月日 平成11年12月27日

(2) 目的と運営方針

- 施設は、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者が有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活復帰と、介護者の心身の負担軽減をするように配慮した運営に努めます。
- 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に介護者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- 施設は、併設の市立大町総合病院と協力し、地域や家庭との結びつきを重視し明るく家庭的な雰囲気を保持するとともに、市町村及び他の関係機関、保健又は福祉サービスとの連携を密にした運営に努めます。

(3) 職員体制

職 種	人 員	業 務 内 容
医 師	0.5人※	施設サービス範囲内の医療行為
看 護 職 員	6.7人	病状管理、投薬、処置
うち、非常勤	1.7人	病状管理、投薬、処置
介 護 職 員	10.3人	日常生活上の世話
うち、非常勤	2.3人	日常生活上の世話
理 学 療 法 士	1.5人	機能訓練、能力の把握
支 援 相 談 員	1.0人	相談、調整、苦情処理
薬 剤 師	0.3人※	調剤
栄 養 士	0.4人※	食事、栄養の管理
介護支援専門員	3.0人◇	施設サービス計画の策定
事 務 職 員	2.0人	施設運営、庶務、会計
そ の 他	0.2人	施設管理、車両管理

※印は病院職員の兼務 ◇印は看護職員・介護職員・支援相談員の兼務

(4) 施設定員

入所（短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護分も含む）：50床

従来型個室（1人部屋）：2室 多床室（4人部屋）：12室

2 サービス内容

- 提供するサービス計画の立案
- リハビリテーション
- 日常生活動作訓練
- 比較的安定した病状に対する医療サービス
- 看護サービス
- 介護サービス
- 栄養管理サービス
- 相談援助サービス
- 日常生活サービス
- 理容美容サービス
- 家族への介護指導
- その他広域連合長が必要と認めるサービス

※ これらのサービスの中には、基本料金と別に利用料金をいただくものもあります。

3 利用料金

要介護認定による要介護度の程度によって利用料金が異なります。

(1) 介護保健施設サービス

介護報酬、その他加算料金とも一部を自己負担としてお支払いいただくこととなります。ここでは、『介護保険負担割合証』により負担割合が「1割」となっている場合を例とします。

□基本料金（4人部屋：多床室 単位：円）

・基本型						
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	在宅復帰・在宅療養 支援機能加算
介護報酬	7,930	8,430	9,080	9,610	10,120	510(I)
うち自己負担	793	843	908	961	1,012	51
・在宅強化型						
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	在宅復帰・在宅療養 支援機能加算
介護報酬	8,710	9,470	10,140	10,720	11,250	510(II)
うち自己負担	871	947	1,014	1,072	1,125	51

※基本型または在宅強化型

※在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I）または（II）

定められた施設機能と在宅復帰率と入退所（ベッド回転率）等の実績による評価で該当する場合に請求をいたします

入所前後や退所後にご自宅等への訪問を行うことがあります。

□基本料金（1人部屋：従来型個室 単位：円）

・基本型						
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	在宅復帰・在宅療養 支援機能加算
介護報酬	7,170	7,630	8,280	8,830	9,320	510
うち自己負担	717	763	828	883	932	51
・在宅強化型						
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	在宅復帰・在宅療養 支援機能加算
介護報酬	7,880	8,630	9,280	9,850	10,400	510
うち自己負担	788	863	928	985	1,040	51

※基本型または在宅強化型

※在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）または（Ⅱ）

定められた施設機能と在宅復帰率と入退所（ベッド回転率）等の実績による評価で該当する場合に請求をいたします

入所前後や退所後にご自宅等への訪問を行うことがあります。

□サービス提供体制強化加算：（Ⅰ） 1日あたり220円（うち自己負担 **22円**）
 :（Ⅱ） 1日あたり180円（うち自己負担 **18円**）
 :（Ⅲ） 1日あたり 60円（うち自己負担 **6円**）

職員の勤務状態に合わせて（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかの請求をいたします

- Ⅰ：介護職員のうち介護福祉士が常勤換算方式で80%以上勤務している
 又は勤続10年以上の介護福祉士が常勤換算方式で35%以上勤務している
- Ⅱ：介護職員のうち介護福祉士が常勤換算方式で60%以上勤務している
- Ⅲ：介護職員のうち介護福祉士が常勤換算方式で50%以上勤務している
 又は身体介護に関わる職員のうち常勤職員が75%以上勤務している
 又は身体介護に関わる職員のうち勤務年数が7年以上の職員が30%以上勤務している

□協力医療機関連携加算：1月あたり1,000円（うち自己負担 **100円**）

施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行うための医療機関を定めて連携体制を構築している場合に請求いたします

□高齢者施設等感染対策向上加算：（Ⅰ）1月あたり100円（うち自己負担 **10円**）
 :（Ⅱ）1月あたり 50円（うち自己負担 **5円**）

施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の内容から請求をいたします

- Ⅰ：感染症の診療等を行う特定の医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応を行う体制を確保し、院内感染に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している

こと

Ⅱ：感染対策向上加算の届出を行っている療養機関から3年に1回以上施設内で感染症が発生した場合の感染制御等の指導を受けていること

□安全対策体制加算：1回あたり200円（うち自己負担 **20円**）

施設内における事故の発生防止と発生時の適切な対応に関わる組織があり、安全対策を実施する体制が整備されており、外部の研修を受けたものが配置されている場合に入所時に請求いたします

□初期加算：（Ⅰ）1日あたり600円（うち自己負担 **60円**）

：（Ⅱ）1日あたり300円（うち自己負担 **30円**）

入所後30日間に限って（Ⅱ）を請求いたします。一般病棟を退院し、入院後30日以内の入所の場合は（Ⅰ）を請求いたします

□科学的介護推進体制加算：（Ⅰ）1月あたり400円（うち自己負担 **40円**）

：（Ⅱ）1月あたり600円（うち自己負担 **60円**）

国の定める入所者の心身の状態を厚生労働省に報告した場合に（Ⅰ）を請求いたします。（Ⅰ）に加えて疾病の状況や服薬情報も加えて報告した場合は（Ⅱ）を請求いたします

□自立支援促進加算：1月あたり3,000円（うち自己負担 **300円**）

医師が入所者ごとに自立支援のための医学的評価を入所時に行い、以降少なくとも6か月に1回の見直しを行いケアプラン等の策定に参加している。また、特に医学的評価により自立支援の対応が必要とされた場合に医師、看護師、介護員、介護支援専門員、その他の職種が共同して自立支援のためのケアプランを策定し、それに従ったサービスの提供を行う。

これらの一連のケアプランを少なくとも3か月に1回見直しを行い、その内容を厚生労働省に報告している場合に請求いたします

□栄養マネジメント強化加算：1日あたり110円（うち自己負担 **11円**）

国の定める数の管理栄養士を配置し、低栄養状態のリスクが高い入所者に対して医師、管理栄養士、看護師等が共同で作成した栄養ケア計画に従って、食事の観察を週に3回以上実施する。さらに、低栄養状態のリスクが低い入所者にも変化を把握し、問題の早期対応を行う。

以上の事を厚生労働省に報告している場合に請求いたします

□再入所時栄養連携加算：1回あたり2,000円（うち自己負担 **200円**）

入所後に入院された方が退院後に再入所される際、療養食の提供と共に必要な栄養管理が入院前の状態と変わったことに対し、入院中の管理栄養士と施設の管理栄養士が連携して栄養ケア計画を策定した場合に請求いたします

□経口移行加算：1日あたり280円（うち自己負担 **28円**）

経管栄養されている方が、医師の指示の栄養管理を受けて経口摂取に取り組む場合に180日まで請求いたします（条件により180日以降も請求する場合がございます）

□経口維持加算：（Ⅰ）1月あたり4,000円（うち自己負担 **400円**）

：（Ⅱ）1月あたり1,000円（うち自己負担 **100円**）

摂食機能障害があり、誤嚥が認められる方に対して施設内の各職種が協力して摂食に関する会議や観察を通して経口摂取の維持に取り組んでいる場合に請求いたします
施設外の医師・歯科医師及び歯科衛生士等が取り組みに加わった場合は（Ⅰ）にあわせて（Ⅱ）も請求いたします

- 口腔衛生管理加算：（Ⅰ）1月あたり 900円（うち自己負担 **90円**）
：（Ⅱ）1月あたり1,100円（うち自己負担 **110円**）

歯科衛生士が、口腔衛生の管理を行った場合に請求いたします

上記の内容を厚生労働省に報告している場合は（Ⅰ）にかわり（Ⅱ）を請求いたします

- 療養食加算：1食あたり60円（うち自己負担 **6円**）

医師による食箋（食事内容を栄養室に指示する書類）で、提供される適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・脂質異常症食・痛風食及び特別な場合の検査食を用意した場合に請求いたします。

1日に3回を限度として請求いたします。経管栄養等で1日分を3回以下に分けて実施している場合も3回とします。

- リハビリテーションマネジメント計画書情報加算

：（Ⅱ）1月あたり330円（うち自己負担 **33円**）

医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族等に説明し、継続して管理した上で、厚生労働省にその内容を報告した場合に請求いたします

- 短期集中リハビリテーション実施加算

：（Ⅰ）1日あたり2,580円（うち自己負担 **258円**）

：（Ⅱ）1日あたり2,000円（うち自己負担 **200円**）

過去3ヶ月に当施設への入所がない方で、リハビリテーション実施計画に基づいて規定以上の個別リハビリテーションを実施した日に開始より3ヶ月以内で（Ⅱ）を請求いたします。加えて、入所時と1カ月に1回以上の日常生活動作等の評価を行い、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直した場合は（Ⅰ）を請求いたします

- 認知症短期集中リハビリテーション実施加算

：（Ⅰ）1日あたり2,400円（うち自己負担 **240円**）

：（Ⅱ）1日あたり1,200円（うち自己負担 **120円**）

専門医により軽度の認知症であることが診断された方で、規定以上の記憶の訓練及び日常生活動作の訓練を実施した場合に（Ⅱ）を請求いたします。この際、入所者の退所後に生活する居宅や社会福祉施設等を訪問し、その内容に基づいたリハビリテーション計画を作成した場合は（Ⅰ）を請求いたします

- 認知症チームケア推進加算

：（Ⅰ）1月あたり 1,500円（うち自己負担 **150円**）

：（Ⅱ）1月あたり 1,200円（うち自己負担 **120円**）

日常生活に対する注意が必要となる認知症の入所者が一定数以上おり、専門的な研修

を終了している職員が1名以上配置され認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に対応するチームを組み症状の有無や程度についての定期的な評価、ケアの検証および見直し等を行っている場合に請求いたします。

なお、専門的な研修に関して指導的な内容を終了している職員が配置されている場合には（Ⅰ）を、実践的な内容を終了している場合には（Ⅱ）となります

□褥瘡マネジメント加算：（Ⅰ）1月あたり 30円（うち自己負担 **3円**）
：（Ⅱ）1月あたり130円（うち自己負担 **13円**）

褥瘡の発生に関連のあるリスクについて入所時と入所以降少なくとも3か月に1回の評価を行い、結果を厚生労働省に報告。さらにその結果褥瘡発生の可能性がある方に対し、各職種により褥瘡管理の関する褥瘡ケア計画を立てた上で管理を行い、定期的に記録している場合に請求いたします

上記の取り組みにより褥瘡の発生するリスクの高い方に褥瘡の発生がない場合、又は褥瘡が認められた入所者について治癒した場合は（Ⅰ）にかわり（Ⅱ）を請求いたします

□排せつ支援加算：（Ⅰ）1月あたり100円（うち自己負担 **10円**）
：（Ⅱ）1月あたり150円（うち自己負担 **15円**）
：（Ⅲ）1月あたり200円（うち自己負担 **20円**）

（Ⅰ）排せつ介助が必要な方で要介護状態の軽減の見込みについて医師又は医師と連携した看護師が入所時と入所以降少なくとも3か月に1回の評価を行い、結果を厚生労働省に報告。また、その評価により要介護状態の軽減が見込まれる方に対して医師、看護師、介護支援専門員等が共同して排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成した上で少なくとも3か月に1回の見直しを行いながら支援を継続した場合に請求いたします

（Ⅱ）排せつ支援加算（Ⅰ）による適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれた方が、排尿か排便の状態の少なくとも一方が改善し、どちらも悪化がない場合かおむつ、尿道カテーテル留置がなくなった場合に請求いたします

（Ⅲ）排せつ支援加算（Ⅱ）において排尿か排便の状態の少なくとも一方が改善し、どちらも悪化がなくおむつ、尿道カテーテル留置の必要がなくなった場合に請求いたします

□外泊時費用：1日あたり3,620円（うち自己負担 **362円**）

外泊された場合には、外泊初日と最終日を除き1月で6日を限度として介護度別介護報酬のかわりに上記金額を請求いたします。

ご自宅での様子・課題や問題の発見のためにも入所中は、積極的に外泊をお願いします。また、在宅復帰のための準備として外泊をしていただく場合もあります。

□入所前後訪問指導加算：（Ⅰ）1回あたり4,500円（うち自己負担 **450円**）
：（Ⅱ）1回あたり4,800円（うち自己負担 **480円**）

1か月を超えると見込まれる入所前30日または入所後7日以内にご自宅を訪問させていただき、退所を目的としたケアプランの立案等をさせていただき場合に請求いたします。訪問により具体的な生活機能の具体的な改善目標を定めて退所後の生活まで

含めた計画を立案等させていただいた場合は(Ⅱ)を請求いたします

□試行的退所時指導加算：1回あたり4,000円(うち自己負担 **400円**)

1か月を超えると見込まれる入所中に試行的に在宅生活を試みた際に療養上の指導を行った場合の入所中に初回の試行的な退所より3か月以内に1月に1回を限度として請求いたします

□退所時情報提供加算

：(Ⅰ) 1回あたり5,000円(うち自己負担 **500円**)

：(Ⅱ) 1回あたり2,500円(うち自己負担 **250円**)

退所される際に退所後のかかりつけの医師へ虹の家の医師より紹介状を作成した場合には(Ⅰ)を請求いたします。この際、病院へ入院となる場合は(Ⅱ)を請求いたします

□かかりつけ医連携薬剤調整加算

：(Ⅰ) イ 1回あたり1,400円(うち自己負担 **140円**)

：(Ⅰ) ロ 1回あたり 700円(うち自己負担 **70円**)

：(Ⅱ) 1回あたり2,400円(うち自己負担 **240円**)

：(Ⅲ) 1回あたり1,000円(うち自己負担 **100円**)

(Ⅰ) イ

国の定める高齢者の薬物療法に関する研修を受けた医師又は薬剤師が入所後1か月以内にかかりつけ医に対して処方の内容を変更する可能性について説明し同意を得たのち、入所前に6種類以上の内服をされていて入所中に処方の変更があった場合にその経過と評価を退所時又は退所後1か月以内に情報提供を行い、その記録を残している場合に請求いたします

(Ⅰ) ロ

(1) イにおいて、かかりつけ医と連携せずに実施した場合に請求いたします

(Ⅱ) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ又はロの算定に加え、その内容を厚生労働省に報告した場合に請求いたします

(Ⅲ) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)の算定に加え、入所中に1種類以上内服薬を減らし、その状態で退所された場合に請求いたします

□入退所前連携加算：(Ⅰ) 1回あたり6,000円(うち自己負担 **600円**)

：(Ⅱ) 1回あたり4,000円(うち自己負担 **400円**)

(Ⅰ) 入所前後に退所後に利用する居宅介護支援事業所と連携し、入所される方の同意を得て退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合に請求いたします。

加えて、退所される前に退所後の担当ケアマネージャーと連携をとり退所にむけて準備をし、本人の最新の状態を記した書類を提供した場合に請求いたします

(Ⅱ) 退所される前に退所後の担当ケアマネージャーと連携をとり退所にむけて準備をし、本人の最新の状態を記した書類を提供した場合に請求いたします

□退所時栄養情報連携加算：1回あたり700円(うち自己負担 **70円**)

療養食の提供を受けている、又は医師により低栄養状態にあると判断された入所者に対し、退所時にかかりつけ医及び担当ケアマネージャーに栄養管理に関する情報を管

理栄養士より提供した場合に請求いたします

□訪問看護指示加算：1回あたり3,000円（うち自己負担 **300円**）

退所された後に訪問看護をご希望され、診療に基づいて指定訪問看護の必要があり、退所時に選定された指定訪問看護ステーションに指示書を交付した場合に請求いたします

□緊急時治療管理：1回あたり5,180円（うち自己負担 **518円**）

利用中に病状が重篤な状態となり救命救急医療が必要で、緊急的な治療管理として投薬、検査、注射、処置などを行った場合に請求いたします

□特定治療：診療内容による（**診療報酬点数×10円**）

利用中に病状が著しく変化し、緊急その他やむを得ない事情により介護保険法に定められた医療行為を行った場合に請求いたします

□所定疾患施設療養費：（Ⅰ）1日あたり2,390円（うち自己負担 **239円**）

：（Ⅱ）1日あたり4,800円（うち自己負担 **480円**）

利用中に“肺炎”“尿路感染症”“带状疱疹”“蜂窩織炎”“慢性心不全の増悪”と診断され、治療管理のために投薬、検査、注射、処置などを行った場合に1ヶ月に7日を限度に請求いたします。

国が指定する感染症に関する講習を受けている医師による対応の場合は1カ月に10日を限度に（Ⅱ）を請求いたします

□新興感染症等施設療養費：1日あたり2,400円（うち自己負担 **240円**）

国の定める新興感染症の流行において相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保した上で、当該感染症に感染した入所者等に対して適切な感染対策を行い、介護サービスを行った場合に1月に1回、連続する5日間を限度として請求いたします

□ターミナルケア加算

：死亡日以前45～31日前 1日あたり 720円（うち自己負担 **72円**）

：死亡日以前4～30日前 1日あたり1,600円（うち自己負担 **160円**）

：死亡日の前日と前々日 1日あたり9,100円（うち自己負担 **910円**）

：死亡日 19,000円（うち自己負担 **1,900円**）

一般的な医学的見地から、回復の見込みがなく家族の同意を得て、医師・看護師・介護員が共同してターミナルケアの計画を作り、本人の状態や家族の希望に対して随時説明ができるようにしている場合に請求いたします

(2) その他の料金

□居住費

多床室（4人部屋）・従来型個室（1人部屋）の利用と食事提供にかかる水光熱費を請求いたします。なお、国の定める所得状況に応じて介護保険から「特定入所者介護（支援）サービス費」の支給を受けることが可能です。この制度は『介護保険負担減額認定証』をお持ちの方であれば、当施設の居住費（滞在費）から認定されている負担限度額の差額が補足給付として支給されます。

多床室(4人部屋)

単位:円

	負担段階	居住費(滞在費)	補足給付額	自己負担額
居住費	第1段階	437	437	0
	第2段階		7	430
	第3段階①			
	第3段階②	450	0	450
	第4段階			

従来型個室(1人部屋)

単位:円

	負担段階	居住費(滞在費)	補足給付額	自己負担額
居住費	第1段階	1,728	1,178	550
	第2段階		358	1,370
	第3段階①			
	第3段階②	1,800	0	1,800
	第4段階			

□食費

施設において、提供した食事の費用を請求いたします。なお、国の定める所得状況に応じて介護保険から「特定入所者介護（支援）サービス費」の支給を受けることが可能です。この制度は『介護保険負担減額認定証』をお持ちの方であれば、当施設の食費から認定されている負担限度額の差額が補足給付として支給されます。

食費

単位:円

	負担段階	食費	補足給付額	自己負担額
食費	第1段階	1,445	1,145	300
	第2段階		1,055	390
	第3段階①		795	650
	第3段階②	1,670	85	1,360
	第4段階		0	1,670

□診断書作成料：市立大町総合病院の規定によります、なお検査代などは実費のご負担をお願いします

□教養娯楽費：実費相当額

□洗濯代行の費用：1品 水洗い**50円** 小物類**100円** 衣類**200円** 大物**300円**
毛布・靴**400円** ※汚物処理+**50円**（排泄物、吐しゃ物等で汚れた洗濯物がある場合は加算させていただきます）

ご家族にお願いしている洗濯を事情により施設において代行した場合に請求いたします

□日用品費：実費相当額

施設内にて共同で使用している日用品を個人専用で使用するため、及び個人で選択し希望する日用品を施設が購入する場合には実費相当額のご負担をお願いします

□理美容代（単位：円）

	+洗髪	+顔剃り	+洗髪+顔剃り
調髪：2500円	2700円	2800円	3000円
丸刈り：2300円	2500円	2700円	2800円
婦人カット：2500円		2800円	

(3) 利用料の支払い方法

利用料の支払いは、施設窓口や金融機関でお願いいたします。詳細は、請求書に同封される書類にてご確認ください

4 協力医療機関

協力歯科医療機関として社団法人大北歯科医師会に協力をいただいております。入所中歯科に関する治療の必要性が発生した場合には歯科医師会を通し、歯科医院の紹介を受ける事となっています

5 施設利用に当たっての留意事項

・面会

緊急の場合を除き面会はできません。ただし、施設が認める範囲で事前の調整にて面会が可能となる場合もあります。ご希望の場合にはご相談ください

・食事、食べ物の持ち込み

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の提供と位置づけられていますが、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その適切な実施には食材から調理、食中毒予防などにいたるまで食事内容の管理が欠かせません。そのため、原則として食事・食べ物の持ち込みはご遠慮いただきます。どうしても必要がある場合にはサービスステーションへご相談ください

必要な水分量確保のための提供以外で、利用者ご自身の嗜好により飲料を希望される場合のみご持参いただくか施設内の自動販売機でご購入下さい。2階サービスステーションにも飲料の用意があります

・外出、外泊

所定の用紙がありますので記入して、サービスステーションに提出してください。外泊は月のうち一週間程度が目安となります。在宅復帰や入所者の状況により試験的な在宅介護の検討やご家族や入所者の状態の把握等を検討するために外出や外泊を計画的にお願いする事もあります

- ・飲酒、喫煙
禁止しています
- ・火気の取り扱い
禁止しています
- ・設備、備品の利用
取り扱いには十分に注意してください。故意による破損、施設での定期的な修繕でも修復できないような破損の場合は弁償していただく場合もあります
- ・金銭、貴重品の管理
不特定多数方の出入りのある場所ですのでその管理には十分に注意してください。紛失、盗難など施設でも注意をいたしますが発見に至らない場合もございますのでご了承ください。特に入れ歯、時計及び装飾品に関する管理はご家族も特にご配慮をお願いします
- ・外泊時などの施設外での受診
入所中の主治医は施設医師となっています。そのために施設以外の医療機関における医療行為には虹の家からの紹介状・診療情報提供が必ず必要となりますので、ご注意ください。病状面で心配がある場合は外泊、外出中であっても施設職員にご相談ください
- ・宗教活動
視覚・聴覚・嗅覚などを通じて、著しく他の利用者に影響を与えるような行為・活動は制限させていただく場合がございます。なお、勧誘などの行為は禁止とします

6 非常災害対策

- ・災害設備
緊急通報設備 スプリンクラー 消火栓 防火シャッター 排煙装置などを完備しております
- ・防災訓練
年2回（うち、1回は夜間を想定して実施しております）

7 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者同士の品物のやり取り、売買及び、様々な勧誘など禁止しています

8 その他

当施設についてご不明な点がございましたら支援相談員もしくは、職員にお尋ねください

虹の家提供サービスについて

平成30年11月版

◇ 実施事業

介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば一日も早く家庭での生活（居宅介護）ができる状況になるか、という目標に対して具体的な到達方法を考えた「施設介護サービス計画」に基づいて提供されます。

この計画は、入所者やご家族の希望や状態を基本にして利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されます。作成後は確認のために署名を頂くこととなります。また、目標の到達状況を定期的に評価するために相談や面接を実施いたします。

施設内には「入退所通所判定委員会」が設置されており、入所者やご家族の状態・計画の到達度などを総合評価します。この評価は3ヶ月以上間隔を開けないように実施をし、家庭での生活（居宅介護）への移行の適否を審査いたします。

◇ サービス計画の策定

介護保健施設サービス

「施設サービス計画」を策定します。全老健版ケアマネジメント方式R4システムに準じた手法を使用しています。医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療や日常生活の援助、また栄養状態の管理を具体的に計画して、入所者の家庭での生活（居宅介護）の復帰と安全な施設利用を目指す内容とさせていただきます。

◇ ケア内容

1：医療

介護老人保健施設は、入院治療の必要のない要介護者・要支援者を対象としていますが、医師・看護職員が勤務していますのでご利用者の病状に照らして適切な医療・看護・処方を行います。ただし、虹の家・市立大町総合病院にて対処しきれないような病状については他医療機関、あるいはご希望の医療機関へ協力を依頼する場合があります。歯科については協力歯科医院、あるいはかかりつけの歯科医院への受診をお願いいたします。

2：介護

施設サービス計画に基づいて提供します。

3：機能訓練

理学療法士又は作業療法士が勤務しています。施設サービス計画又はリハビリテーション計画に基づいて提供します。提供に際しては、この計画に基づいたリハビリテーションの実施となります。しかし、計画による施設内での活動のすべてはリ

ハビリテーションの効果を反映したものです。そのため、必ずしもすべての利用者に理学療法士・作業療法士による直接のリハビリテーションが提供されることを約束するものではありません。

4：栄養管理

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活援助

当施設利用中も明るく家庭的な雰囲気のもとで過ごしていただけるように常に利用者のご家族の立場に立って援助します。

1：療養室

従来型個室（1人部屋）＝2室　多床室（4人部屋）＝12室　合計　50床

2：食事

朝食＝8時　昼食＝12時　夕食＝18時

併設病院栄養室にて調理されたお食事を提供いたします。基本は2階食堂での食事となりますが、ご本人の状態によっては他の場所で召し上がって頂く場合もあります。

3：利用者が選定する特別な食事提供

通常メニューのほか特別なお食事を用意する日があります。ご希望の際は指定された期日までにお申し込みください（別途料金）。

4：入浴

週に最低2回は計画します。ただし、ご本人の身体の状態に応じて入浴を中止、清拭となる場合があります。

5：理美容

定期的に理美容サービスを実施します。日時についてはその都度ご連絡いたしますので、ご相談ください（別途料金）。

6：洗濯

基本的にはご家族などで行ってください。ただし、家庭内の事情によっては施設で実施いたしますが、洗濯料金のご負担をお願いします。

◇要望や苦情、その他質問

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、ご不明な点がございましたら、お気軽にご質問ください。また、要望や苦情などもお寄せください。要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ速やかに対応いたしますが、正面玄関にあります「ご意見箱」をご利用いただき、要望や苦情を記入し投函していただいても結構です。

「地域包括支援センター」「居宅介護支援事業所」「北アルプス広域連合」「長野県国民健康保険団体連合会」への苦情等の相談も可能です。

・北アルプス広域連合　電話：0261-22-7196

・長野県国保連合会　介護保険課苦情処理係　電話026-238-1580

虹の家個人情報保護規定

第1章 総則

第1条（目的）

本規定は、介護老人保健施設虹の家（以下、当施設）内の個人情報の取り扱いに関する体制・基本ルールを策定し、当施設が保有する情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぎ、情報管理に関する当施設としての社会的責任を果たすことを目的とする。

第2条（用語の定義）

本規定で使用する用語は以下の通りとする。

一 個人情報

個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日等の記述により、特定の個人を識別できるものをいう。他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人が識別できるもの及びケアプラン、介護サービス提供に関連する記録なども含む。

二 機密情報

外部に公開することを禁止されている情報、当施設が提供する介護サービスを利用することに関連して収集した情報及び施設に勤務、あるいは施設運営に関わる個人の固有の情報を指す。

三 本人

当施設が保有する個人情報で識別される個人をいう。

四 職員

当施設の正規職員、派遣職員、臨時職員をいう。

第3条（対象となる情報）

本規定の対象となる情報は、当施設で保管する全ての個人情報及び機密情報（以下、個人情報等）であり、電子データ、文字データの別を問わない。

第4条（適用範囲）

本規定は、当施設の職員に対して適用する。ボランティア、実習生等、当施設に所属しないスタッフに対しても本規定の趣旨を踏まえた適切な取り扱いを求めるものとする。又、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合、必要かつ適切な監督をし、この規定に従って個人情報等の適切な保護を図るものとする。

第5条（利用目的の範囲）

当施設が取り扱う個人情報等の利用目的は別表の通りとする。

第2章 個人情報等管理体制

第6条（個人情報管理責任者）

当施設における個人情報管理責任者は事務長とする

- 2 個人情報管理責任者は、個人情報管理委員会を主宰し、当施設における個人情報等の管理に関する取り組みの推進に関する責任を負う。
- 3 個人情報管理責任者は、上記責任を果たす上で必要な事項に関する決定権を有する。

第7条（個人情報管理委員会）

当施設における個人情報等の管理に関する意志決定機関として個人情報管理委員会を設置する。

- 2 委員長は個人情報管理者とし、個人情報管理委員会は当施設に設置されている入退所通所判定委員会がその活動を兼ねることとする。
- 3 個人情報管理委員会は、個人情報等の管理に関する当施設の取り組みの計画立案、指示、取扱規定の策定、保護対策の実践等、必要な取り組みを行う。

第8条（個人情報管理者）

支援相談員を当施設における個人情報管理者とする。

- 2 個人情報管理者は、個人情報管理委員会の定めた取り組み計画に従って、当施設における個人情報等の管理に関する取り組みを推進する実務を負う。

第3章 個人情報等の管理に係る安全措置の概要

第9条（個人情報保護に対する基本方針）

個人情報管理委員会は、個人情報等の保護に関する当施設としての基本方針を定め、これを公表する。

第10条（職員の個人情報の取り扱い）

職員は、本規定を遵守しなければならない。退職後であっても在職中に得た個人情報等を漏えいしないようにしなければならない。

第11条（個人情報の収集）

収集する個人情報等の利用目的は第5条別表に定めた通りであるが、利用者に関しての項目は施設内の掲示等の適切な方法により外部に公表する。

- 2 個人情報等の収集は利用目的の達成に必要な限度において行う。
- 3 収集済み個人情報等の利用目的の変更を要する場合は、予め個人情報管理委員会の承認を得た上で、変更後の利用目的を施設内に掲示等適切な方法により公表する。
- 4 前項の規定に関わらず、利用に際しての関連書類の記入等、本人から個人情報等を直接取得する場合、書面上の明記等の手法により本人に対して利用目的を明示するものとする。

第12条（個人情報の保管）

当施設で保管する個人情報は、施錠管理、閲覧・複製の制限等、必要かつ合理的な安全管理を行う。

- 2 職員は利用目的の範囲を超える情報に関しては、個人情報等を持ち出し、あるいは第三者に提供してはならない。
- 3 利用目的の範囲を超える個人情報等を取引先・委託先等、外部に開示・提供する場合は、その内容を公表し、事前に個人情報保護管理委員会の承認を得た上で、機密保持契約等を締結してこれを行うものとする。

第13条（個人情報等の利用）

個人情報等の利用は、予め開示した利用目的の範囲で行い、その範囲を超えて利用を行ってはならない。ただし、法令の定めに基づく場合は除く。

- 2 データ入力等のため、個人情報等の取り扱いを外部業者に委託する場合、委託先の個人情報

報等の取り扱いが適切かどうか確認した上で、業務委託契約等に、委託業務遂行以外の目的での利用禁止、業務終了後の返還又は破棄、機密保持等の条項を盛り込むことを協議することとする。長期間継続して業務を委託する場合には、委託先の個人情報等の取り扱い状況について確認を行い、必要に応じて指導・契約の見直し等を行うものとする。

第14条（個人情報等の破棄）

保管期限を経過した、又は当初の目的を達成して不要となった個人情報等は速やかに破棄するものとする。

2 個人情報等の破棄にあたっては、外部に漏えいしないよう、文字データについては裁断処理、電子データについてはデータ消去を行わなければならない。なお、廃棄を外部業者に委託する場合は、外部業者が確実に破棄したことを確認するものとする。

3 本人の希望がある場合には、破棄をする際の立会いを認めることとする。

第15条（第三者提供）

業務の遂行にあたり、個人情報等を第三者に提供する必要がある場合は、本人に同意を得るとともに予め個人情報管理委員会に報告し、その指示に従って必要な対応を行う。

第16条（記録の閲覧及び謄写）

介護老人保健施設虹の家利用契約書第6条2項に定めるサービス提供に関する記録の範囲は以下のように定める。

- 一 本人によるもの 他利用者の個人情報に関する記載を除くすべて
- 二 本人以外によるもの 居宅サービス計画書及び策定立案に関する記録のみ

第17条（本人からの照会対応等）

個人情報等に関する本人からの問い合わせ、情報開示、訂正・利用停止等の請求、苦情及び照会の受付窓口を支援相談員とする。

2 受付窓口担当者は対応に関する手続きを定め、これに従い速やかに必要な対応を行う。ただし、その内容を知り得てしまうことで重大な心理的影響等を与え、以後の利用に悪影響を及ぼす場合等は、その全部又は一部の対応を行わないこととする。

第18条（教育）

個人情報管理者は、定期的に職員を対象とした個人情報管理に関する教育を行う。

また、ボランティア、実習生等に対しても個人情報管理の必要性についての意識喚起を図り、適切な取り扱いを行うよう指導・監督する。

第4章（雑則）

第19条（個人情報等の漏えい等の事故）

個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合、又は発生の可能性が高いと判断した場合。あるいは本規定の違反等を目撃したものはただちに個人情報管理責任者に報告をする。苦情等の一環として外部からの報告を受け、その可能性が高い場合も同様に報告する。

2 個人情報等の漏えい等の事実確認ができた際には、二次被害の防止と類似事故の発生防止のために、個人情報管理責任者は施設長、広域所長及び連合長へ事故報告をし、可能な限り適切な方法を用いて事実関係を公表するとともに監督官庁への報告を行う。

第20条（規則）

個人情報管理責任者は、必要に応じ個人情報管理に関する規則を制定する用意をするものとする

第21条（その他）

この規定において詳しく規定のない項目についての取り扱いは、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日厚生労働省）」を基本にし、個人情報管理委員会の協議の上、決定される。

第22条（施行）

本規定は平成17年10月1日より施行する。

第23条（改定）

本規定の改定は個人情報管理委員会の発議によるものとする。

別表（第5条）

職員について

【施設内管理に係る事例】

- ・ 就職、採用、雇用、退職、離職に関する諸手続き
- ・ 給与、賃金、手当の計算
- ・ 勤務体制、休暇取得
- ・ 職員名簿、緊急連絡網の作成

【第三者への提供に係る事例】

- ・ 給与、賃金、預貯金、税金等に関する諸手続き
- ・ 併設病院と共同で行う福利厚生活動
- ・ その他の委託業務
- ・ ボランティア活動

利用者などについて

【介護サービスの利用者への介護提供に必要な利用目的】

[当施設内部での利用に係る事例]

- ・ 当施設が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者にかかる当施設の管理運営業務のうち、
 - －入退所等の管理
 - －居室への名前プレート、ケアカードの掲示、面会カードの設置
食堂座席・本人使用車椅子への名前シール貼付
 - －行事、レクリエーション時の写真等及び創作活動の施設内の掲示
 - －会計、経理
 - －事故・緊急時の報告
 - －利用者リスト、居室構成リストの作成
 - －介護用品、装具・補助具の購入
 - －当該利用者の介護サービスの向上
 - －園児・児童・生徒・学生などの交流と教育活動及び地域住民によるボランティア活動の
実践

[他の事業者等への情報提供を伴う事例]

- ・ 当施設が介護サービスの利用者等に提供する介護サービスのうち、
 - －当該利用者に居宅サービスを提供する他の介護サービス事業者や居宅介護支援事業所
等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －給食、清掃の業務委託
 - －併設病院のカルテ利用と診療情報、保険情報の共有
 - －受診、加療を求める際の連携
 - －利用者の主治の医師に対する診療、処方等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託、投薬その他の依頼
 - －感染予防対策のための検査・予防接種の実施

- －家族等への病状、心身の状況説明
- －行事等における氏名、生年月日、年齢（誕生日祝い等の場合に限って）
- －本人などが特定できない内容、あるいは特定できないように処理された画像を利用し
ての施設で発行する広報誌の作成、公的機関による広報への記事の提供
- ・ 介護保険事務のうち、
 - －国民健康保険連合会、保険者への照会
 - －審査支払機関へのレセプト提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - －保険情報照会
- ・ 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[介護関係事業者間での利用に係る事例]

- ・ 介護関係事業者の管理運營業務のうち、
 - －介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －介護保険施設等において行われる学生、ボランティアの実習への協力

※利用目的による制限の例外が個人情報保護法及びガイドラインには定められています。以下の状況に該当する場合は利用目的に関わらず個人情報等の提供を実施いたします。なお、その際にも提供する範囲を真に必要な場合に限定することといたします。

- ① 法令に基づく場合
- ② 生命、身体又は財産の保護のためであって意識障害や重度認知症などにより本人の同意を得ることが困難な場合
- ③ 公衆衛生の向上等のためであって本人の同意を得ることが困難な場合
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによりその事務遂行に支障をおよぼす恐れがあるとき

介護老人保健施設虹の家利用同意書

令和 年 月 日

施設利用について

介護老人保健施設虹の家を利用するにあたり、介護老人保健施設虹の家利用契約書及び提供サービスについて（別紙1）と虹の家について（別紙2）を受領し、これらの書類に関して担当者による説明を受けて内容を確認しました。定められていることに従い、サービスを利用することについて同意します。

◇介護保健施設サービスについて

入所日は、令和 年 月 日。部屋は 多床室・従来型個室 となります。面会、洗濯等で積極的に関わりをもちながら利用します。入所者の看護・介護に関する「施設サービス計画」に関心をもって、担当からの確認及び相談には積極的に応じることとします。今後の入所期間については担当との協議・入退所通所判定委員会による継続審査によって検討して利用します。

◇短期入所療養介護サービスについて

利用期間は、令和 年 月 日～令和 年 月 日となります。退所時間は 午前・午後 時頃で 送迎は 虹の家・家族ですが、ケアマネージャーによる居宅サービス計画の変更はこの限りではありません。なお、変更の際は必ず連絡をすることとします。

◇通所リハビリテーションサービスについて

利用日は（ 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ）となります。祝日、土曜日及び日曜日は休みとなっています。しかしながら、ケアマネージャーによる居宅サービス計画の振替・変更はこの限りではありません。入院・入所及び休む場合には必ずご連絡します。

<説明者>

氏名

<代理人>

住所

氏名

<利用者>

住所

氏名

<保証人>

住所

氏名

※保証人は利用者・代理人以外で生計を別にする者

利用者又は代理人の申込を受諾して、約款に定めたことに従い各種サービスを誠実に責任を持って行わせます。

<介護老人保健施設虹の家>

施設長 藤 本 圭 作

*契約に定める請求書の送付先

住所

氏名

電話番号 ()

携帯Tel ()